

平成31年度税制改正速報（教育資金の一括贈与の非課税制度 その2）（その10）

平成31年度税制改正大綱において、教育資金の一括贈与の非課税制度の見直し（既報No.043）が行われ、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、原則として相続又は遺贈によって取得したものとみなして相続財産に加算することとされました。この改正は、受贈者にとって不利な改正となることから、適用開始は平成31年4月1日以後の贈与からとされています。そこで、平成31年3月31日までに教育資金の一括贈与をした場合の有利不利について【設例】で確認してみます。

1. 被相続人 父（平成33年7月死亡）
2. 相続人 長男（子の甲がいる）・長女（子の乙がいる）。
3. 相続財産と遺産分割 現預金1億円、その他の財産3億円（相続財産は法定相続分どおり分割する）
4. 生前贈与 ①教育資金の贈与 甲及び乙にそれぞれ1,000万円ずつ贈与（相続開始時の管理残額甲乙共に400万円）
②その他の贈与 甲及び乙にそれぞれ200万円ずつ平成33年2月に贈与
5. 相続税の計算 （単位：万円）

	教育資金の贈与が平成31年3月の場合		教育資金の贈与が平成31年8月の場合（※）			
	長男	長女	長男	長女	甲	乙
現預金	5,000	5,000	5,000	5,000		
その他の財産	15,000	15,000	15,000	15,000	400	400
生前贈与加算	—	—	—	—	200	200
課税価格	20,000	20,000	20,000	20,000	600	600
相続税の総額	10,920		11,400			
各人の算出税額	5,460	5,460	5,534	5,534	166	166
相続税額の二割加算	—	—	—	—	33	33
納付税額	5,460	5,460	5,534	5,534	199	199
合計税額	10,920		11,466			

※ 甲及び乙の教育資金の管理残額に対する相続税額について、「二割加算」の対象となり、かつ、遺贈によって取得したものとされることから、その他の贈与についても「生前贈与加算」の対象とされるものとして計算（法案が公表されたら要確認）。

改正後における「教育資金の一括贈与」と「結婚・子育て資金の一括贈与」の主な要件を比較すると以下のとおりです。

● 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与の主な適用要件比較一覧（平成31年4月1日以後の贈与の場合）

	教育資金の一括贈与	結婚・子育て資金の一括贈与
適用期間	平成25年4月1日～平成33年3月31日	平成27年4月1日～平成33年3月31日
資金の用途と上限額	受贈者の教育資金に充てるため1,500万円/人が上限（学校等以外の教育資金については500万円が上限。23歳以上の者の教育資金の範囲について学校等以外の者への支払われるものは除く。）	受贈者の結婚・子育て資金に充てるため1,000万円/人が上限（結婚資金については300万円が上限）
受贈者	30歳未満の直系卑属	20歳以上50歳未満の直系卑属
贈与者死亡時の相続財産への加算	<ul style="list-style-type: none"> 贈与者の相続開始前3年以内の贈与については、管理残額は原則として相続財産へ加算される。 受贈者が一親等の血族以外の者の場合、相続税額の二割加算の対象者となるか、遺贈によって取得したとみなされることから生前贈与加算の取扱いはどうなるか法案を要確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理残額は相続財産へ加算（受贈者死亡の場合を除く）される。 受贈者が一親等の血族以外の者であっても相続税額の二割加算の対象にならない。
所得要件	受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること	同左
管理契約終了事由	受贈者が30歳（在学中などの場合には最長40歳）に達したとき、死亡したとき、口座の残高が0になったときなど一定の場合	受贈者が50歳に達したとき、死亡したとき、口座の残高が0になったときなど一定の場合
管理契約終了時の課税	<ul style="list-style-type: none"> 管理残額（相続財産に加算された金額を除く）は、贈与税の課税価格に算入される。 贈与後3年経過後に贈与者が死亡し、その後に管理契約が終了した場合には、その管理残額については個人からの贈与とみなして贈与税が課税（暦年贈与・特別税率が適用）される。 管理契約終了後3年以内に贈与者が死亡した場合には、管理残額に対する贈与については生前贈与加算の規定が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理残額（相続財産に加算された金額を除く）は、贈与税の課税価格に算入される。